

滑走路使用規約

本規約は予告なく変更する場合がありますので、必ず最新情報を確認すること。

(https://www.fipo.or.jp/robot/use_procedure/)

第一条<目 的>

本規約は、福島ロボットテストフィールド共通使用規約（以下「共通使用規約」という。）第十一条<各施設に関する事項>について、滑走路の使用について定めるものである。

第二条<禁止事項>

共通使用規約第六条に加え、次の事項に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 事前に指定管理者の許可を得ていない車両等重量物を滑走路内へ侵入させる行為
- (2) 道路外から車両等重量物を滑走路内へ侵入させる行為

第三条<遵守事項>

共通使用規約第七条に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

滑走路を使用し離着陸する場合は、使用者が事前に舗装及び他施設の状況を確認し、状況に応じた適切な離着陸を行わなければならない。

附 則

本規約は、令和2年8月21日から施行する。